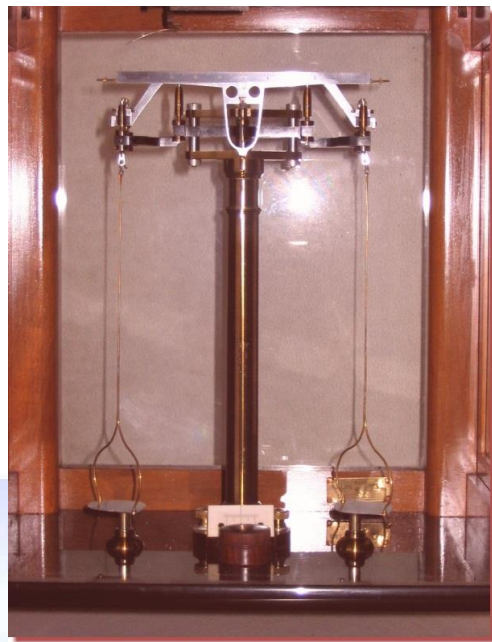


平成25年度

# 計量業務の概要



秋田県産業労働部産業政策課

# 目 次

I 総 説	1
1. 本県計量の沿革	1
2. 施 設	1
3. 事 業	2
4. 組織・事務分掌	2
5. 歳入・歳出	3
(1) 平成25年度歳入実績	3
(2) 平成25年度歳出実績	4
II 計量関係事業	5
1. 計量関係事業登録等件数	5
2. 特定計量器製造事業者	5
3. 製造事業者の従たる事業所	5
4. 指定製造事業者	5
5. 特定計量器修理事業者	6
6. 計量器販売事業者	7
7. 計量証明事業者	7
8. 計量士	7
9. 適正計量管理事業所	8
III 検定・検査業務	9
1. 検定及び基準器検査	9
(1) 計量器の検定実績	9
(2) 検定個数の構成比	9
(3) 検定個数の年度別推移	10
(4) 基準器検査実績	10
(5) 基準器検査個数の年度別推移	10
2. 定期検査	11
(1) 定期検査総合成績	11
(2) 定期検査の年度別推移	12
(3) 定期検査に代わる計量士の検査	12
(4) 計量証明検査に代わる計量士による検査	12
3. 立入検査	13
(1) 商品量目立入検査	13
① 検査実施状況	13
② 平成25年度商品量目立入検査成績表	14
(2) 特定計量器	16
① ガスメーター（石油ガス）	16
② ガスメーター（都市ガス）	16
③ 水道メーター	16
(3) 指定製造事業者立入検査	16

# I 総 説

## 1. 本県計量の沿革

西 暦	和暦 (元号)	月	事 項
1875年	明 治 8 年	8 月	度量衡取締条例が制定される。
1891年	明 治 24 年	3 月	度量衡法が公布(法律第2号)される。 (明治26年1月施行)
1892年	明 治 25 年	11 月	秋田県常置検定所が設置される。(秋田県告示第147号)
1897年	明 治 30 年	10 月	仙北郡役所に秋田県常置検定所仙北支所を設置される。(秋田県告示第199号)
1904年	明 治 37 年	1 月	常置検定所を度量衡検定所に、同仙北支所を度量衡検定所仙北支所に改称される。(秋田県告示第15号) 以後、検定所は農商課・勸業課・商工課に係的存在として存置、仙北支所は戦後に廃止される。
1951年	昭 和 26 年	6 月	計量法が公布、度量衡法が廃止される。
1952年	昭 和 27 年	3 月	計量法が施行される。 度量衡検定所が計量検定所と改称される。
1954年	昭 和 29 年	4 月	秋田県計量検定所の位置を秋田市に定める。(秋田県規則第12号)
1956年	昭 和 31 年	9 月	地方自治法の改正により、検定所が都道府県必置の地方行政機関となる。
1958年	昭 和 33 年	10 月	所内組織として所長補佐職を新設する。
1959年	昭 和 34 年	12 月	県庁舎新築移転に伴い、計量検定所も県庁構内に移転する。
1967年	昭 和 42 年	3 月	所内組織として「指導」「検定」の二係が設置される。(秋田県規則第7号)
1988年	昭 和 63 年	10 月	タクシーメーター検査場を新築する。
1989年	平 成 元 年	4 月	「指導係」「検定係」を「総務」「業務」の担当制とし、次長職が新設される。 (秋田県規則第6号)
1990年	平 成 2 年	3 月	庁舎を秋田市川尻若葉町1番5号に新築移転する。
1992年	平 成 4 年	5 月	新計量法が交付(平成5年法律第51号)される。 (平成5年11月1日施行)
2000年	平 成 12 年	3 月	秋田県計量法関係手数料等徴収条例(秋田県条例第86号)が公布される。 (平成12年4月1日施行)
2000年	平 成 12 年	4 月	次長職を廃止し、「総務」「業務」の担当制を班制にする。
2001年	平 成 13 年	3 月	県庁がISO14001の認証を得る。
2006年	平 成 18 年	4 月	秋田県計量法関係手数料等徴収条例(秋田県条例第86号)が一部改正される。 (平成18年4月1日施行)
2008年	平 成 20 年	4 月	「総務班」「業務班」を統合し、「管理・計量班」にする。
2010年	平 成 22 年	4 月	秋田県計量検定所を廃止し、産業労働部産業政策課へ業務を移管する。 検定・検査業務を(社)秋田県計量協会に委託する。 秋田県計量法関係手数料等徴収条例(秋田県条例第86号)が一部改正される。 (平成22年4月1日施行)
2012年	平 成 24 年	4 月	秋田県計量法関係手数料等徴収条例(秋田県条例第86号)が一部改正される。 (平成24年4月1日施行)

## 2. 施設

名 称	所 在 地
秋田県計量検定センター	秋田市川尻若葉町1番5号

### 3. 事業

計量法に基づき、適正な計量の実施を確保するため必要な次の事業を実施しています。

- (1) 特定計量器等の検定、検査、審査等に関すること。
- (2) 計量検定に係る報告の徴収、立入検査等に関すること。
- (3) 上記目的を達成するために必要な業務。

管轄区域は秋田県全域ですが、秋田市区域においては、秋田市が計量法上の特定市であることから、同市が特定計量器の定期検査や立ち入り検査及び計量に関する指導・啓発を行っています。

### 4. 組織・事務分掌

(平成26年4月1日現在)

産業政策課長 (1名)	—	総合調整主幹 (兼) 総務班長 (1名)	—	副主幹 主査 (2名)	—	財産及び物品の管理 計量思想の普及啓発 計量関係団体の指導・育成 計量器の検定・検査 基準器の検査 立入検査 計量関係事業の登録・届出及び指定
----------------	---	----------------------------	---	-------------------	---	---

## 5. 歳入・歳出

(1) 平成25年度歳入実績

(平成26年5月31日現在)

(単位：円)

款	項	目	節	付記	科目	平成25年度決算額	平成24年度決算額
08					使用料及び手数料	4,563,190	4,111,310
	01				使用料	2,550	2,550
		07			商工使用料	2,550	2,550
			03		行政財産目的外使用料	2,550	2,550
				04	産業政策課分	2,550	2,550
	02				手数料	4,560,640	4,108,760
		06			商工手数料	4,560,640	4,108,760
			02		工鉱業手数料	4,560,640	4,108,760
				03	計量関係諸手数料	4,560,640	4,108,760
10					財産収入	3,024	18,375
	02				財産売払収入	3,024	18,375
		02			物品売払収入	3,024	18,375
			03		不用物品売払収入	3,024	18,375
				05	一般分	3,024	18,375
14					諸収入	1,359,927	1,097,549
	08				雑入	1,359,927	1,097,549
		03			納付金	1,290,802	1,031,437
			02		計量検定費納付金	1,290,802	1,031,437
		06			費用収入	69,125	66,112
			01		県庁舎入居団体費用収入	69,125	66,112
				19	産業政策課分	69,125	66,112
					合計	5,926,141	5,227,234

計量関係諸手数料内訳

(単位：円)

項目	平成25年度決算額	平成24年度決算額
事業登録関係手数料	12,160	13,680
適正計量管理事業所指定手数料	0	0
計量器検定手数料	4,370,530	4,023,150
基準器検査手数料	177,950	71,930
合計	4,560,640	4,108,760

## (2) 平成25年度歳出実績

(単位：円)

款	項	目	節	付記	科 目	平成25年度決算額	平成24年度決算額
07					商工費	28,099,728	26,987,473
	02				工鉦業費	28,099,728	26,987,473
		11			計量検定費	28,099,728	26,987,473
			09		旅 費	802,169	967,013
			11		需用費	172,160	374,490
			12		役務費	47,250	71,600
			13		委託料	21,085,949	21,082,320
			14		使用料及び賃借料	1,700	8,300
			18		備品購入費	5,974,500	4,467,750
		19			負担金補助及び交付金	16,000	16,000
				01	各種団体負担金	16,000	16,000

## Ⅱ 計量関係事業

### 1. 計量関係事業登録等件数

(以下 平成26年3月31日現在)

区 分	件 数	手 数 料 (円)
計量証明事業の登録	0	0
計量証明事業の登録証の訂正	0	0
計量証明事業の登録証の再交付	0	0
計量証明事業登録簿謄本の交付	14	12,160
適正計量管理事業所の指定・検査	0	0
計	14	12,160

### 2. 特定計量器製造事業者（経済産業大臣届出）

事 業 者 名	事 業 区 分	事 業 所 の 所 在 地
(株) タニタ秋田	質量計 第1類	〒014-0113
	質量計 第2類	大仙市堀見内字下田茂木添28-1
(株) 東北フジクラ	濃度計 第1類	〒010-1415
		秋田市御所野湯本5丁目1-2
(株) 竹村製作所	水道メーター 第1類	〒010-0941
	水道メーター 第2類	秋田市川尻大川反170-29

### 3. 製造事業者の従たる事業所

事 業 者 名	事 業 区 分	事 業 所 の 所 在 地
東日本旅客鉄道(株) 秋田総合車両センター	質量計 第1類、第2類	〒011-0942
	圧力計 第1類、第2類	秋田市土崎港東3丁目1-1
(株) タツノ 秋田出張所	燃料油メーター	〒010-0942
	液化石油ガスメーター	秋田市川尻大川町12-53
トキコテクノ(株) 秋田営業所	燃料油メーター	〒010-0955
	液化石油ガスメーター	秋田市山王中島町16-26

### 4. 指定製造事業者

事 業 者 名	事 業 区 分	事 業 所 の 所 在 地
(株) タニタ秋田	質量計 第1類	〒014-0113
	平成10年5月13日指定	大仙市堀見内字下田茂木添28-1

## 5. 特定計量器修理事業者

事業者名	事業区分	事業所の所在地
川崎電機工業（株）	タクシメーター	〒010-0802 秋田市外旭川字三千刈113-4
（有）鈴木自動車計器	タクシメーター	〒010-0941 秋田市川尻町字大川反170-46
秋北電機工業（株）	タクシメーター	〒017-0055 大館市沼館道上91
（株）八重樫	タクシメーター	〒010-0063 秋田市牛島西1丁目1-10
東芝テックソリューションサービス（株） 秋田サービスステーション	質量計 第1類	〒010-0941 秋田市川尻大川町2-11
（有）小林計量器	質量計 第1類	〒998-0125 山形県酒田市広野新田字川端割45-9
増井商会	質量計 第2類	〒014-0041 大仙市大曲丸子町8-12
（株）寺岡システム秋田営業所	質量計 第1類 質量計 第2類	〒010-0941 秋田市川尻町字大川反170-101
斎藤 実	質量計 第1類 質量計 第2類	〒010-0101 潟上市天王字追分西1-34
太平興業（株）大館営業所	自重計	〒017-0876 大館市鎌田字向田123-1
協業組合三交モータース 登木自動車工場	自重計	〒010-0962 秋田市八橋大畑2丁目12-49
鹿角自動車工業協業組合	自重計	〒018-5337 鹿角市十和田末広字紀国平33-20
秋田いすゞ自動車（株）	自重計	〒010-0904 秋田市寺内字蛭根85-7
東北日産ディーゼル（株） 秋田販売本社	自重計	〒011-0901 秋田市寺内字蛭根85-14
羽後交通（株）	自重計	〒013-0037 横手市前郷二番町4-10
（有）新山自動車	自重計	〒015-0011 由利本荘市石脇字山ノ神11-852
（株）協和商事	燃料油メーター	〒010-0862 秋田市手形田中11-21
（有）システムメンテナンス	燃料油メーター	〒010-1612 秋田市新屋豊町15-10
コモタ（株）仙台営業所	燃料油メーター	〒982-0036 宮城県仙台市太白区富沢南1-18-7
（有）宇佐美共栄社東北事業所	燃料油メーター	〒496-0031 愛知県津島市埋田1-8
（株）アヅマテクノス秋田支店	濃度計	〒010-0954 秋田市山王沼田町6-32
（株）理工	濃度計	〒010-0953 秋田市山王中園町5-8
美和電気工業（株）秋田営業所	濃度計	〒010-0054 秋田市山王沼田町5-24
東北化学薬品（株）	濃度計	〒011-0901 秋田市寺内字三千刈462-1
（株）中央科学	濃度計	〒010-0061 秋田市卸町3丁目1-22
東北交通機械（株）秋田支店	圧力計 第2類	〒011-0942 秋田市土崎港東3丁目1-1
日東インダ（株）秋田営業所	質量計 第1類 質量計 第2類	〒010-0942 秋田市川尻大川町2-3



## 6. 計量器販売事業者

販売事業者数	247	販売事業所数	531
うち県外事業者数	43		

## 7. 計量証明事業者

事業者名	事業の区分	事業所の所在地
(株) 秋田県分析化学センター	濃度・音圧・振動	〒010-0975 秋田市八橋字下八橋191-42 018-862-4930
(財) 秋田県総合保健事業団	濃度・音圧・振動	〒010-0874 秋田市千秋久保田町6-6 018-831-2011
秋田環境測定センター (株)	濃度・音圧・振動	〒010-0943 秋田市川尻御休町11-14 018-864-1281
DOWAテクノロジーサーチ (株) 秋田センター	濃度	〒011-0911 秋田市飯島字古道下川端217-9 018-846-1128
エヌエス環境 (株)	濃度・音圧・振動	〒010-0946 秋田市川尻総社町8-13 018-865-1331
東北緑化環境保全 (株)	濃度	〒011-0911 秋田市飯島字古道下川端217-6 018-846-7195
DOWAテクノロジーサーチ (株)	濃度	〒017-0202 鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60-1 0186-29-2781
(株) 秋田分析コンサルタント	濃度・音圧・振動	〒010-0913 秋田市保戸野鉄砲町10-11 018-896-7032
(株) 現 代	質量	〒017-0204 鹿角郡小坂町荒谷字手紙沢54-63 0186-29-3745
(株) YAMANAKA秋田工場	質量	〒011-0916 秋田市飯島字殻丁大谷地98-7 018-880-5510

## 8. 計量士

区 分	人 数
法第25条第1項に定める計量士 (定期検査に代わる計量士の検査)	21
法第120条第1項に定める計量士 (計量証明検査に代わる計量士による検査)	8

## 9. 適正計量管理事業所

自主的な計量管理の推進を図るため、計量法第127条の規定により、経済産業大臣または県知事の指定を受けている適正計量管理事務所は次のとおりである。

事業所名	事業所所在地	事業所数	指定年月日	指定の別
日本郵政（株）グループ	県内各郵便局	402	H19.10.1	県
東日本旅客鉄道（株） 秋田支社秋田駅	〒010-0001 秋田市中通7丁目1-1	1	S29.5.26	県
東日本旅客鉄道（株） 秋田支社秋田資材センター	〒010-0031 秋田市楢山大元町1	1	S37.6.24	県
東日本旅客鉄道（株） 秋田支社秋田総合車両センター	〒011-0942 秋田市土崎港東3丁目1-1	1	S29.10.23	県
日本通運（株）秋田支店	県内主要地 19事業所	19	S43.3.11	県
三菱重工業（株） 名古屋誘導推進システム製作所 田代試験場	〒018-3501 大館市岩瀬字澄川1	1	S54.12.14	県
三菱マテリアル電子化成（株）	〒010-0065 秋田市茨島3丁目1-6	1	S58.6.23	県
マックスバリュ東北（株）	県内主要地 35事業所	35	H15.5.8	県
秋田環境測定センター（株）	〒010-0943 秋田市川尻御休町11-14	1	H17.7.6	県
計		462		

### Ⅲ 検定・検査業務

#### 1. 検定及び基準器検査

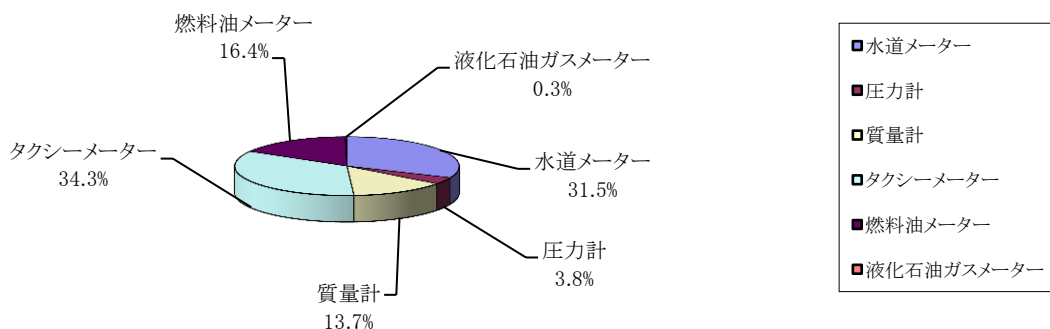
適正な計量器の供給確保のため、計量法第16条に基づき検定を行っているが、本県においては、タクシメーター、燃料油メーター、水道メーター、液化石油ガスメーター、質量計及び圧力計について実施している。

##### (1) 計量器の検定実績

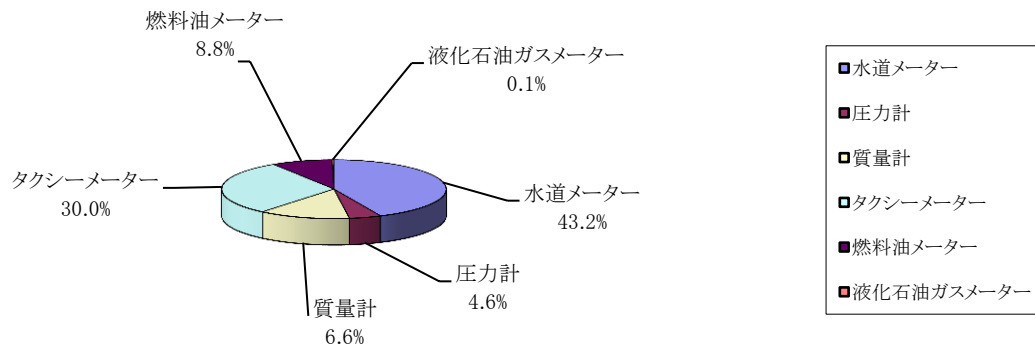
計量器名	種別		製 造		修 理		合 計	
			検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数
長さ計	タクシメーター	装置	0	0	1,651	0	1,651	0
	〃	頭部	0	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	1,651	0	1,651	0
体積計	燃料油メーター		0	0	790	1	790	1
	水道メーター		1,514	0	0	0	1,514	0
	液化石油ガスメーター		0	0	11	0	11	0
	小 計		1,514	0	801	1	2,315	1
質量計	電気抵抗線式はかり		0	0	616	3	616	3
	静電容量式はかり		0	0	44	0	44	0
	その他		0	0	0	0	0	0
	分銅等		0	0	0	0	0	0
	小 計		0	0	660	3	660	3
圧力計	アネロイド型圧力計		0	0	182	0	182	0
	小 計		0	0	182	0	182	0
合 計			1,514	0	3,294	4	4,808	4

##### (2) 検定個数の構成比

平成25年度



平成24年度



(3) 検定個数の年度別推移

年度別 区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
検定個数	4,808	5,309	5,510	23,105	16,136
不合格個数	4	16	56	5	38
不合格率 (%)	0.08	0.30	1.02	0.02	0.24

(4) 基準器検査実績

基準器の種類	検査個数	不合格個数
1級基準分銅	186	3
2級基準分銅	122	0
3級基準分銅	34	0
基準定量増おもり	0	0
基準定量おもり	0	0
基準台手動はかり	6	0
液体メーター用基準タンク	6	0
タクシーメーター装置検査用基準器	0	0
計	354	3

(5) 基準器検査個数の年度別推移

年度別 区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
検査個数	354	246	70	80	246
不合格個数	3	4	0	0	0
不合格率 (%)	1	2	0	0	0

## 2. 定期検査

取引又は証明に使用する計量器は、2年に一回、知事による検査が義務付けられている。  
 本県では、指定定期検査機関である(一社)秋田県計量協会が、平成18年度から知事に代わり検査を行っている。  
 検査が免除される計量器は、定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書が提出された計量器、適正計量管理事業所が使用する計量器、指定定期検査機関の検査を受検した計量器などである。

検査に合格したものには、合格ラベルを貼付する。不合格になったものは、旧ラベルを除去したうえ不合格ラベルを貼り、処理状況(修理、廃棄又は購入)の別を報告させている。

平成25年度は、6市(能代市、大館市、男鹿市、鹿角市、潟上市、北秋田市)、4郡(鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡)において実施した。

### (1) 定期検査総合成績

	県合計	市	計	町村計	能代市	大館市	男鹿市	鹿角市	潟上市	北秋田市	小坂町	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村
検査戸数	1,424	705	719	240	6	63	175	110	111	17	11	15	328	125	33	30	51	109	
検査日数	28	16	12	4	1	3	3	2	3	1	1	1	4	1	1	1	1	1	
検査所要延人数	56	32	24	8	2	6	6	4	6	2	2	2	8	2	2	2	2	2	
ばね式指示はかり	検査個数	1,230	690	540	235	10	53	188	76	128	15	9	8	233	132	28	19	47	49
	不合格個数	5	4	1	0	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
指示はかり(直線)	検査個数	15	10	5	3	0	0	3	0	4	0	0	2	1	0	0	0	0	2
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
台手動はかり	検査個数	81	47	34	20	0	5	11	7	4	0	0	1	4	1	7	4	2	15
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
等比皿手動はかり	検査個数	5	4	1	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不等比皿手動はかり	検査個数	30	26	4	18	0	3	1	1	3	1	0	0	0	0	1	2	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
手動指示併用はかり	検査個数	23	19	4	10	0	1	2	2	4	0	1	1	0	0	0	2	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
棒はかり	検査個数	10	5	5	2	0	0	3	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
天びん	検査個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気抵抗線式はかり	検査個数	607	264	343	71	1	19	43	81	49	1	7	12	132	46	15	20	15	95
	不合格個数	10	5	5	0	0	0	1	3	1	0	1	1	1	0	0	1	0	1
誘電式はかり	検査個数	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電磁式はかり	検査個数	103	73	30	28	0	11	11	12	11	0	1	0	5	6	2	14	1	1
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
光電式はかり	検査個数	8	5	3	0	0	1	1	1	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0
	不合格個数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	検査個数	2,113	1,144	969	389	11	93	266	180	205	20	18	24	378	185	55	62	65	162
	不合格個数	16	9	7	0	1	0	4	3	1	2	1	1	1	0	0	1	0	1
定量おもり	検査個数	10	5	5	2	0	0	3	0	0	2	0	0	1	0	2	0	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定量増おもり	検査個数	526	367	159	190	0	41	63	38	35	6	0	5	12	5	28	23	9	71
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分銅	検査個数	120	93	27	39	0	5	34	10	5	0	0	5	0	0	0	22	0	0
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	検査個数	656	465	191	231	0	46	100	48	40	8	0	10	13	5	30	45	9	71
	不合格個数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	検査個数	2,769	1,609	1,160	620	11	139	366	228	245	28	18	34	391	190	85	107	74	233
	不合格個数	16	9	7	0	1	0	4	3	1	2	1	1	1	0	0	1	0	1

(2) 定期検査の年度別推移

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度
検査戸数	1,424	1,769	1,451
検査個数	2,769	3,946	3,021
不合格個数	16	31	33
不合格率 (%)	0.58	0.79	1.09

※ 検査周期が2年で、県北・中央地区と県南地区を交互に行っている。

25年度は、県北・中央地区を実施。

(3) 定期検査に代わる計量士の検査（法第25条第1項に定める計量士）

計 量 器 の 種 類	検査戸数	検査個数	不合格個数	不合格率 (%)
電気抵抗線式はかり	524	1,528	18	1.2
誘電式はかり	5	36	0	0.0
電磁式はかり	30	72	1	1.4
その他の電気式はかり	53	89	1	1.1
等比皿手動はかり	3	3	0	0.0
棒はかり	2	3	0	0.0
その他の手動式はかり	80	232	1	0.4
ばね式はかり	317	990	3	0.3
手動指示併用はかり	6	45	0	0.0
その他の指示はかり	4	8	0	0.0
小 計	1,024	3,006	24	0.8
分銅	0	136	0	0.0
定量おもり	0	33	0	0.0
定量増おもり	0	907	0	0.0
小 計	0	1,076	0	0.0
合 計	1,024	4,082	24	0.6

※分銅、定量おもり、定量増おもりについては、はかりとセットなので、検査戸数はカウントしない

(4) 計量証明検査に代わる計量士による検査（法第120条第1項）

計 量 器 の 種 類	検査戸数	検査個数	不合格個数	不合格率 (%)
電気抵抗線式はかり	2	4	0	0.0
ガラス電極水素イオン濃度計指示計	1	1	0	0.0
普通騒音計	2	4	1	25.0
精密騒音計	2	2	0	0.0
化学発光式窒素酸化物濃度計	1	1	0	0.0
磁気式酸素濃度計	2	2	0	0.0
非分散型一酸化炭素濃度計	1	1	0	0.0
振動加速度レベル計	2	6	0	0.0
合 計	13	21	1	4.8

※質量計は（一社）秋田県計量協会、その他の特定計量器は（一財）日本品質保証機構で検査

### 3. 立入検査

計量の安全確保のため不正を防止し、消費者保護を図るため計量法第148条の規定により、店舗、事務所等に立ち入り検査を実施した。

#### (1) 商品量目立入検査

中元時と年末時に県内の大型スーパー等において、消費生活関連商品を検査した。その結果、計量法で定める誤差を超える商品が見つかった事業所に対しては、現地において責任者に対し直接指導するとともに、改善報告書を提出させた。なお、特に成績の悪かった事業所に対しては再立入検査を行い、改善がなされていることを確認した。

#### ① 検査実施状況

期別	実施時期	検査日数	検査延人数	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率(%)	検査件数	不適正件数	不適正件数率(%)
中元時	H25.7.8 ～ H25.7.23	8	26	25	8	32.0	954	32	3.4
年末年始時	H25.11.11 ～ H25.11.12	2	6	6	4	66.7	285	13	4.6
合計		10	32	31	12	38.7	1,239	45	3.6

② 平成25年度商品量目立入検査成績表

	項目		検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率 %	検査個数	不適正個数		不適正個数率(%)		量目不足商品の主な原因		
							商品名	過量	不足	過量	不足	風袋量の無視軽視	乾燥等の自然減量
中 元 時	食肉類	食肉	25	0	0.0	168	0	0	0.0	0.0	0	0	0
		食肉の加工品	21	0	0.0	78	0	0	0.0	0.0	0	0	0
	魚介類	魚介類	25	3	12.0	207	0	9	0.0	4.3	0	9	0
		魚介類の加工品	21	3	14.3	81	0	8	0.0	9.9	0	8	0
	野菜類	野菜	24	4	16.7	147	0	10	0.0	6.8	0	10	0
		野菜の加工品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	農産物の漬物			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	果実類	果実	10	0	0.0	30	0	0	0.0	0.0	0	0	0
		果実の加工品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	調理食品	調理食品	25	3	12.0	243	0	5	0.0	2.1	5	0	0
		つくだに	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
		その他の調理食品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	茶類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	菓子類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	精米及び精麦			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	めん類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	調味料類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	その他	食品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
非食品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
非特定商品			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	
合計		上段：実数	25	8	32.0	954	0	32	0.0	3.4	5	27	0
		下段：延べ数	151	13	8.6								
年 末 年 始 時	食肉類	食肉	5	0	0.0	54	0	0	0.0	0.0	0	0	0
		食肉の加工品	2	1	50.0	6	0	1	0.0	16.7	1	0	0
	魚介類	魚介類	6	0	0.0	63	0	0	0.0	0.0	0	0	0
		魚介類の加工品	3	0	0.0	15	0	0	0.0	0.0	0	0	0
	野菜類	野菜	6	3	50.0	57	0	8	0.0	14.0	7	1	0
		野菜の加工品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	農産物の漬物			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	果実類	果実	2	0	0.0	6	0	0	0.0	0.0	0	0	0
		果実の加工品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	調理食品	調理食品	6	1	16.7	84	0	4	0.0	4.8	4	0	0
		つくだに	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
		その他の調理食品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	茶類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	菓子類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	精米及び精麦			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	めん類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	調味料類			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0
	その他	食品	0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
非食品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
非特定商品			0	0	-	0	0	-	-	0	0	0	
合計		上段：実数	6	4	66.7	285	0	13	0.0	4.6	12	1	0
		下段：延べ数	30	5	16.7								



商品名	項目		検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率 %	検査 個数	不適正個数		不適正個数率(%)		量目不足商品の主な原因		
							過量	不足	過量	不足	風袋量 の無視 軽視	乾燥等 の自然 減量	その他
食肉類	食肉	肉	30	0	0.0	222	0	0	0.0	0.0	0	0	0
	食肉の加工品		23	1	4.3	84	0	1	0.0	1.2	1	0	0
魚介類	魚介類		31	3	9.7	270	0	9	0.0	3.3	0	9	0
	魚介類の加工品		24	3	12.5	96	0	8	0.0	8.3	0	8	0
野菜類	野菜		30	7	23.3	204	0	18	0.0	8.8	7	11	0
	野菜の加工品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
農産物の漬物			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
果実類	果実		12	0	0.0	36	0	0	0.0	0.0	0	0	0
	果実の加工品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
調理食品	調理食品		31	4	12.9	327	0	9	0.0	2.8	9	0	0
	つくだに		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	その他の調理食品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
茶類			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
菓子類			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
精米及び精麦			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
穀類(豆類及び粉類)			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
穀類(豆類及び粉類)の加工品			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
めん類			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
調味料類			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
その他	食品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
	非食品		0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
非特定商品			0	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0
合計	上段：実数		31	12	38.7	1239	0	45	0.0	3.6	17	28	0
	下段：延べ数		181	18	9.9								

量目不足商品の主な原因のその他とは粗雑な計量や原因不明のもの

(2) 特定計量器

① ガスメーター（石油ガス）

台帳の記載状況、有効期間経過メーターの有無を確認した。検査対象器物8,189個について、有効期間経過メーターはなかったものの、有効期限経過後に交換したメータが2個あった。

・検査状況

検査事業所数	検査結果				
	不適正事業所			検査メーター数	有効期間経過メーター数
	台帳不備	メーター不正使用	その他		
17	0	0	2	8,189	0

② ガスメーター（都市ガス）

台帳の記載状況、有効期間経過メーターの有無を確認した。検査対象器物8,380個について、有効期間経過メーターはなかった。

・検査状況

検査事業所数	検査結果				
	不適正事業所			検査メーター数	有効期間経過メーター数
	台帳不備	メーター不正使用	その他		
1	0	0	0	8,380	0

③ 水道メーター

台帳の記載状況、有効期間経過メーターの有無を確認した。検査対象器物53,586個について、有効期間経過メーターはなかったものの、有効期限経過後に交換したメータが5個あった。

・検査状況

検査事業所数	検査結果				
	不適正事業所			検査メーター数	有効期間経過メーター数
	台帳不備	メーター不正使用	その他		
7	0	0	5	53,586	0

(3) 指定製造事業者立入検査

(株)タニタ秋田に対して、「指定製造事業者制度関係事務処理要領」に基づき立入検査を実施した。